主索の素線切れの状況	イ　素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分について重点的に目視により確認する。
	ロ　素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。	
主索の摩耗粉の状況	主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。
主索の損傷及び変形の状況	著しい損傷又は変形があること。	全長を目視により確認する。
主索の張りの状況	著しい不均等があること。	触診により主索の張りが均等であることを確認する。
主索と昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあっては割ピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。	目視及び触診により確認する。
主索の端部における止め金具の取付けの状況	取付けが確実でないこと。	目視及び触診により確認する。
止め金具及びその取付部の損傷の状況	止め金具又はその取付部に損傷があること。	目視により確認する。
ロープ式におけるスプロケット型綱車の歯の欠損及びき裂の状況	欠損又はき裂があること。	目視により確認する。
巻胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況	作動しないこと。	作動の状況を確認する。
綱車又は巻胴の欠損及びき裂の状況	欠損又はき裂があること。	目視により確認する。

別表第七一㈣の項ラックピニオン式の項取付けの状況の項は欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同㈣の項チェーンスプロケット式の項ろ欄中「鎖及び部品の摩耗並びに取付け」を「滑車の作動」に、「伸び」を「摩耗」に改め、同項は欄中「目視及び聴診により」を「作動の状況を」に、「鎖を手で引き、張りが同等か」を「触診により鎖の張りが均等であることを」に、「最も摩耗の進んだ部分の鎖長さをノギスで測定し又は製造者が指定する鎖伸びゲージ等を用いて算出した伸び率を確認」を「基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定」に改め、同項に欄中「摩耗、偏摩耗、固定部の緩み等により動力の伝達に支障をきたしている」を「動力の伝達に支障が生ずるおそれがある」に改め、「鎖の張りに」を削り、「基準長さに対し一・五パーセント以上」を「最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上で」に改め、同㈣の項チェーンラックピニオン式の項ろ欄中「鎖及び部品の摩耗並びに取付け」を「滑節構造部材の作動」に、「伸び」を「摩耗」に改め、同項は欄中「目視及び触診により」を「作動の状況を」に、「最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さをノギスで測定し又は製造者が指定する鎖伸びゲージ等を用いて算出した伸び率を確認」を「基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定」に改め、同項に欄中「摩耗、偏摩耗、固定部の緩み等により動力伝達に支障をきたしている」を「動力の伝達に支障が生ずるおそれがある」に、「基準長さに対し一・五パーセント以上」を「最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上で」に改め、同㈣の項スクリューナット式の項を削り、同表二㈠の項い欄中「（空転防止装置が必要なものに限る。）」を削り、同項は欄中「、ストップバルブを閉じて作動状況」を「ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況」に、「、機械的」を「機械的」に改め、同項に欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十三号」を「制動装置告示」に改め、「又は三分以内に作動しないこと」を削り、同㈡の項ろ欄中「（防火区画の貫通部を含む。）」を削り、同㈢の項発熱の状況（油浸タイプを除く。）の項ろ欄中「油浸タイプを除く」を「油浸式のものを除く」に改め、同㈢の項振動の状況の項は欄中「聴診又は触診」を「触診及び聴診」に改め、同㈢の項電動機とポンプの連結部の状況（油浸タイプを除く。）の項及びパッキン部の状況（油浸タイプを除く。）の項を次のように改める。

電動機とポンプの連結部の状況（油浸式のものを除く。）	目視、聴診又は触診により確認する。
ポンプのパッキン部の状況（油浸式のものを除く。）	目視により確認する。

	欠損、き裂又は滑りの異常があること。
	著しい油漏れがあること。

別表第七二㈣の項い欄中「（圧力センサーと表示機能を含む。）」を削り、同項に欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十九号」を「制御器告示」に改め、同㈤の項に欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十三号」を「制動装置告示」に改め、同項の項は欄中「昇降機が下降運転中」を「かごが下降中」に改め、同項に欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十三号第四第二号ロ」を「制動装置告示第六第三号」に改め、同七の項は欄中「体感により」を削り、同項に欄中「加速時又は」を「加速時若しくは」に改め、同八の項を削り、同九の項ろ欄中「作動油の量」を「作動油の油量の状況」に改め、同項は欄中「油面計」を「、油面計」に、「油タンク内」を「作動油」に改め、同項に欄中「支障をきたす」を「支障が生ずるおそれがある」に、「油タンク」を「作動油」に改め、同項を同八の項とし、同十の項ろ欄中「（起動設定温度が容易に確認できるものに限る。）」を削り、同項に欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十三号」を「制動装置告示」に、「六十度」を「摂氏六十度」に、「超えて」を「超えないよう」に、「いる」を「いない」に改め、同項を同九の項とし、同十の項は欄中「上昇運転させて、かごの位置又は油タンク内」を「かごを上昇させ、かごの位置又は作動」に改め、同項に欄中「タンク内」を「作動」に改め、同項を同十の項とし、同十一の項は欄中「昇降機」を「かご」に、「上昇運転させて」を「上昇させ、」に改め、「鋼製巻尺等により」を削り、同項を同十一の項とし、同十二の項い欄中「（ハウジング形管継手部以外は確認できる範囲に限る。）」を削り、同項は欄中「目視又は」